EDINET提出書類 後藤 薫徳(E07515) 変更報告書

【表紙】

でである。2015年1月 では、1月 では、

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】東海財務局長【氏名又は名称】後藤 薫徳

【住所又は本店所在地】 愛知県瀬戸市坊金町

【報告義務発生日】令和2年12月1日【提出日】令和2年12月7日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】4

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 担保等重要な契約の変更、株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	藤久株式会社	
証券コード	9966	
上場・店頭の別	上場	
上場金融商品取引所	東京証券取引所、名古屋証券取引所	

第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	後藤 薫徳
住所又は本店所在地	愛知県瀬戸市坊金町
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	藤久株式会社
勤務先住所	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	藤久株式会社 取締役 社長室担当 後藤邦仁
電話番号	052-774-1181

(2)【保有目的】

提出者/1は、発行者の取締役を辞任したため、発行者の創業者一族として、かつ、安定株主として保有することとなります。

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

法第27条の23	法第27条の23	法第27条の23
第3項本文	第3項第1号	第3項第2号

					変 史 報
	1,701,400				
А			-	Н	
В			-	1	
С				J	
D				К	
Е				L	
F				М	
G				N	
0	1,701,400	Р		Q	
R					
S					
Т					1,701,400
U					
	B C D E F G O R S	A B C D E F G O 1,701,400 R S T	A B C D E F G O 1,701,400 P R S	A - B - C - C - C - C - C - C - C - C - C	A - H B - I C J D K E L F M G N O 1,701,400 P Q R

発行済株式等総数(株・口) (令和2年12月1日現在)	V 12,301,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	13.83
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	13.83

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者/1及び提出者/3(以下、本項において「提出者ら」といいます。)は、合同会社エメラルド(令和2年11月17日付で鈴蘭合同会社を吸収合併しており後記のとおり、提出者らにとって共同保有者に該当します。)との間で、令和2年5月13日付で、株主間契約を締結しており、当該株主間契約において以下の合意をしております。

(1)合同会社エメラルド及び提出者らは、令和2年5月29日から4年間、競売買市場における取引(立会外取引を除きます。)又は相続による場合を除き、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、以下の事項を行ってはならないこと。

累計して、発行者の総議決権数の20%に相当する数を超える発行者の株式等の譲渡等

累計して、一の相手方に対する発行者の総議決権数の10%に相当する数以上の発行者の株式等の譲渡等

- (2)合同会社エメラルド及び提出者らは、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、一定の者に対し、その保有する発行者の株式等を譲渡等してはならず、また、発行者の競業他社に対し、その保有する発行者の株式等を譲渡等する場合には、相手方当事者と事前に協議すること。
- (3)合同会社エメラルド又は提出者らが、自己の保有する発行者の株式等の全部又は一部を第三者に譲渡等しようとする場合 (競売買市場における取引による場合を除きます。)には、相手方当事者が先買権を有すること。
- (4)合同会社エメラルド及び提出者らは、自己の保有する発行者の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、譲渡の詳細について、相手方当事者と誠実に協議すること。

令和2年12月1日付で東海東京証券株式会社に対し、令和2年12月1日から令和3年6月5日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として発行者普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	2,484,840
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記 (Y) の内訳	平成27年6月15日役員持株会引出しにより700株取得、残高700株 令和2年7月15日役員持株会引出しにより5,100株取得、残高5,800株 令和2年10月1日株式分割により850,700株取得、残高856,500株
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	2,484,840

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	後藤 雅代
住所又は本店所在地	愛知県瀬戸市坊金町
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	無職
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	藤久株式会社 取締役 社長室担当 後藤邦仁
電話番号	052-774-1181

(2)【保有目的】

提出者/1が発行者の取締役を辞任したため、発行者の創業者一族の妻として、かつ、安定株主として保有することとなります。

(3)【重要提案行為等】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	41,600		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 41,600	Р	Q

	ZXINE
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T 41,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

発行済株式等総数(株・口) (令和2年12月1日現在)	V 12,301,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	0.34
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.34

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	令和 2 年10月 1 日株式分割により20,800株取得、残高20,800株
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

3【提出者(大量保有者)/3】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	GOTO株式会社
住所又は本店所在地	愛知県瀬戸市坊金町247番地の1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成28年4月5日
代表者氏名	後藤 薫徳
代表者役職	代表取締役
事業内容	資産の管理・運用

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	藤久株式会社 取締役 社長室担当 後藤邦仁
電話番号	052-774-1181

(2)【保有目的】

提出者/1が発行者の取締役を辞任したため、発行者の創業者一族の資産管理を目的に、かつ、安定株主として保有することとなります。

(3)【重要提案行為等】

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,688,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	А	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			

					~~!^
株券関連預託証券	D			К	
株券信託受益証券					
株券関連信託受益証券	Е			L	
対象有価証券償還社債	F			M	
他社株等転換株券	G			N	
合計(株・口)	0	1,688,000	Р	Q	
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R				
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S				
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т				1,688,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U				

発行済株式等総数(株・口) (令和2年12月1日現在)	V 12,301,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	13.72
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	13.72

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者/1及び提出者/3(以下、本項において「提出者ら」といいます。)は、合同会社エメラルド(令和2年11月17日付で鈴蘭合同会社を吸収合併しており、後記のとおり、提出者らにとって共同保有者に該当します。)との間で、令和2年5月13日付で、株主間契約を締結しており、当該株主間契約において以下の合意をしております。

(1)合同会社エメラルド及び提出者らは、令和2年5月29日から4年間、競売買市場における取引(立会外取引を除きます。)又は相続による場合を除き、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、以下の事項を行ってはならないこと。

累計して、発行者の総議決権数の20%に相当する数を超える発行者の株式等の譲渡等

累計して、一の相手方に対する発行者の総議決権数の10%に相当する数以上の発行者の株式等の譲渡等

- (2)合同会社エメラルド及び提出者らは、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、一定の者に対し、その保有する発行者の株式等を譲渡等してはならず、また、発行者の競業他社に対し、その保有する発行者の株式等を譲渡等する場合には、相手方当事者と事前に協議すること。
- (3)合同会社エメラルド又は提出者らが、自己の保有する発行者の株式等の全部又は一部を第三者に譲渡等しようとする場合 (競売買市場における取引による場合を除きます。)には、相手方当事者が先買権を有すること。
- (4)合同会社エメラルド及び提出者らは、自己の保有する発行者の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、譲渡の詳細について、相手方当事者と誠実に協議すること。

令和2年12月1日付で東海東京証券株式会社に対し、令和2年12月1日から令和3年6月5日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として発行者普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(₩)(千円)		
借入金額計(X)(千円)		1,471,936
その他金額計 (Y) (千円)		
上記 (Y) の内訳	令和 2 年10月 1 日株式分割により844,000株取得、残高844,000株	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)		1,471,936

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額(千円)
三井住友信託銀行(名古屋営業部)	銀行	橋本 勝	愛知県名古屋市中区栄3-15-33	2	1,471,936

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者 / 1】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人(合同会社)
氏名又は名称	合同会社エメラルド
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成29年11月13日		
代表者氏名	一般社団法人エメラルドホールディングス 職務執行者 本郷 雅和		
代表者役職	代表社員		
事業内容	 金銭債権の取得、保有及び処分 信託受益権の取得、保有及び処分 有価証券の取得、所有及び処分 一般社団法人、特定目的会社その他の法人への出資、その他の持分の取得、保有及び処分 その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する業務 		

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区虎ノ門一丁目1番28号 株式会社キーストーン・パートナース マネージングディレクター 中立洋一 アシスタント・ヴァイスプレジデント 岩岡迪弘
電話番号	03-6206-1908

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	2,931,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	А	-	Н
新株予約権付社債券 (株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 2,931,000	Р	Q

	2216
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T 2,931,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

発行済株式等総数(株・口) (令和2年12月1日現在)	V 1:	2,301,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		23.83
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		31.63

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
- (1) 後藤 薫徳
- (2) 後藤 雅代
- (3) GOTO株式会社
- (4) 合同会社エメラルド

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	6,362,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	А	-	Н
新株予約権付社債券 (株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 6,362,000	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

	文文 和 日
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T 6,362,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年12月1日現在)	V	12,301,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		51.72
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		59.52

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
後藤 薫徳	1,701,400	13.83
後藤 雅代	41,600	0.34
GOTO株式会社	1,688,000	13.72
合同会社エメラルド	2,931,000	23.83
合計	6,362,000	51.72